

第6回
苦情相談情報の
効果的活用のための検討会議
議 事 録

内閣府国民生活局消費者調整課

第6回 苦情相談情報の効果的活用のための検討会議議事録

議事次第

日 時：平成19年2月1日（水）9：57～12：00

場 所：内閣府本府庁舎 5階特別会議室

- 1．地方公共団体へのアンケート調査結果について
- 2．論点の整理
- 3．その他

苦情相談情報の効果的活用のための検討会議

委員名簿

- 座 長 浦川 道太郎（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 委 員 池山 恭子（東京消費者団体連絡センター事務局長）
- 石川 純子（社団法人消費者関連専門家会議事務局長）
- 遠藤 裕司（大阪府消費生活センター所長）
- 下谷内 富士子（社団法人全国消費生活相談員協会理事長）
- 鈴木 一光（仙台市消費生活センター所長）
- 高橋 滋（一橋大学大学院法学研究科教授）
- 田口 義明（独立行政法人国民生活センター理事）

第6回苦情相談情報の効果的活用のための検討会議

出席者

- 座長 浦川 道太郎（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 委員 池山 恭子（東京消費者団体連絡センター事務局長）
石川 純子（社団法人消費者関連専門家会議事務局長）
遠藤 裕司（大阪府消費生活センター所長）
下谷内 富士子（社団法人全国消費生活相談員協会理事長）
鈴木 一光（仙台市消費生活センター所長）
高橋 滋（一橋大学大学院法学研究科教授）
田口 義明（独立行政法人国民生活センター理事）
- 事務局 西国民生活局長、堀田大臣官房審議官、西村消費者調整課長、
田村消費者調整課長補佐

浦川座長 それでは、定刻よりも前でございますが、皆様方、大変お忙しい中、日程、時間を繰り合わせて御参集いただいておりますので、ただいまから第6回苦情相談情報の効果的活用のための検討会議を開催いたしたいと思っております。

本日の議題は「地方公共団体へのアンケート結果」の最終報告、これは前回既に暫定版を出しているわけですが、その最終版がまとまったそうなので、その御報告を受け、前回の検討会に続き、各論点の議論を行いたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

まず、地方公共団体へのアンケート結果の報告について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

西村消費者調整課長 それでは資料1-1、1-2、1-3と3種類ありますけど、1-1及び1-3に基づきまして御説明させていただきます。

まず1-1の方ですが、先ほどもありましたように、前回、暫定版ながら御説明いたしますので簡単にポイントのみ御報告いたします。

前回と違うのはセンターの数が今回は385になっております。前は380で5か所来てないところがあったのですが、前回から5か所センター数が増えているのですが、385分の5か所ですから、結果的には傾向は全く変わっておりません。

ちなみにこのページの一番下、問3「PIO-NETに寄せられる新たなニーズに対応していくとした場合、具体的にどのような方法が望ましいと思えますか。」という問いに対しましては、一番上の「国の行政機関にPIO-NET端末機の設置を認め、検索範囲及び情報の利用について、消費生活センターと同等の利用を認めてもよい。」と、全面的に利用してもいいという意見と、その下の「国の行政機関にPIO-NET端末機の設置を認めてもよいが、検索範囲及び情報の利用については、消費者と消費生活センターとの信頼関係に問題が生じないことなどに配慮することが必要である。」、いわば条件付設置、この2つを足し合わせますと約7割の自治体が国の行政機関と端末をつないでもいいと、これは前回と同様に傾向は変わっておりません。ただ、数字が最終的な数字になっているという状態です。

続きまして資料1-3、これは前回全く入っていませんでした自治体からのコメントをまとめたペーパーであります。1-3の方は、消費生活センターからのアンケートをまとめてあります。

ちなみに資料1-3の3ページを見ていただきますと、一番上に書いてありますが、「PIO-NETのネットワークを国の行政機関へ拡大した場合の消費生活センター業務への影響について」という問いにつきまして、「1. PIO-NETのネットワークを国の行政機関へ拡大した場合の相談業務への影響の有無」につきまして、「影響が出てくると思う」と答えたセンターが約33%ありました。

その下の2.では具体的に「『影響が出てくると思う』と回答したセンターに対して、具体的にどのような影響が出てくるかと質問したところ、主に次のような回答があった。」四角の中の一番上「国の行政機関からの照会が増え、業務量が増大し、本来の相談業務に支

障が生ずる。」

2つ目の「相談情報が外部に出ることを警戒し、相談者が減少する。」

3つ目の「相談者とセンターの信頼関係が崩れる。(相談者には、外部に情報は出ないと話している。)」

こういう心配をされているというのが、この回答にあらわれております。

簡単ですが、以上がアンケート調査の結果報告ということでありまして。

以上です。

浦川座長 どうもありがとうございました。ただいまの御報告に関しまして何か御質問がございますでしょうか。特にございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほども議題のところでも申し上げましたけれども、こういうものを前提にいたしまして、前回から続きまして、各論点の議論をいたしたいと思いますが、前回の検討会議において事務局より提出がありました論点整理(案)というのがございますが、これは前回の議論を踏まえまして2点ほど論点を追加してございます。その点につきまして、事務局から御説明をいただきたいと思っております。

西村消費者調整課長 今度は右上の資料番号、資料2の方です。タイトルは「苦情相談情報の効果的な活用のための検討会議(論点整理修正案一覧)」となっておりますけれども、ここの1ページ目の真ん中ぐらいに網かけしている部分がありますけれども、まず、ここを論点として追加させてもらいました。

位置づけとしましては、「国の行政機関への情報提供について」の(個別の論点)(5)という整理です。「行政機関等個人情報保護法上の個人情報の定義との関係で、PI0-NETに含まれる情報について、次のようなケースをどのように整理するのか。」すなわち住所とか氏名等、そういうものは入っていないのですけれども、「情報の内容から個人を識別できる場合があり得ることについて、行政機関等個人情報保護上の取扱いを要するものとして考えるべきか。」これが第1の論点の追加であります。

2つ目の追加部分は次のページ一番最後「6.その他」と書いてありますけど、「国の行政機関への情報提供や情報収集の迅速化の対応にあたって、消費生活センターにおける体制整備について、どのように考えていくべきか。」この2点が前回皆さんからいただいた意見の中で論点として追加すべきではないかということをおっしゃっていましたので、このように追加してあります。

以上です。

浦川座長 今の資料2、これは前回お配りしたもので、前回、議論をする際のたたき台にしたものでございますが、その中でさらに論点として問題になりそうだとこの点を御指摘いただいて、今のような形で論点を追加したということでございますが、何かこの点について御質問あるいは御意見ございますでしょうか。

特になければ、この論点に基づいて議論を進めてまいりたいと思っておりますが、前回までの議論を整理いたしてみますと、論点1の「PI0-NETの目的」ということについては、利用

目的を広げるということで整理してみるということ。

それから、論点2の「国の行政機関への情報提供について」というところでは、基本的には端末を設置する方向で考えるけれども、個別の論点、問題となりそうな部分をさらに詰めていくと、そういう方向性で了解が得られていたと思います。

そこで問題は、個別の論点の(1)(2)(3)、資料2のお渡ししてあるペーパーの真ん中あたりの部分であります。この点について、事務局において少し論点を整理して、さらに検討を深めるための資料をつくっていただいております。すなわち資料3といたしまして「国の行政機関に利用を拡大する場合に必要と考えられるルート等について(イメージ案)」というテーマでペーパーをつくっていただいておりますので、それをもとに議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局からまず御説明をいただきたいと思います。

西村消費者調整課長 それでは資料3に基づきまして、このイメージ案についての御説明を申し上げます。

「1. PIO-NETの目的について

(1) 各地の消費生活センターの消費生活相談業務の支援のため。」

もともとの出発点がこういうことであったかと思えます。

「(2) 法執行への活用など行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため。」

これはワーディングをうまくやれと、この前、先生方から言われたのですが、なかなかこれは難しく、結局「法執行への活用」というちょっとわかりづらい言葉になってしまったのですけれども、例えば特定商取引法などを想定しますと、PIO-NET 情報を直接取り締まるため PIO-NET 情報の直接利用ではないのですけれども、前回、ヒアリングのときも経産省の方で言っていました。まず端緒情報として PIO-NET 情報を使いたい。要は右から見てだめだったら、ちょっと左から見たいとか、ほかの方向から角度を変えてみたり、そういう端緒情報としての使い方です。

2番目としましては行政処分、最終的に行政処分が目的なわけですが、行政処分のためのより詳しい情報、それを得るための手がかりとして使いたい。直接ではなくて手がかりとして使いたい。いわば裏づけ情報としての利用といえますか、そういうのが法執行の際に求められている役割かなと。ひいては消費者被害の未然防止、拡大防止に役立てる。これが PIO-NET の1つの目的ではないかとちょっとまとめてみました。

これも前からですが、

「(3) 国の消費者政策の企画・立案や国民への情報提供への活用のため。」

この3本柱として目的をまとめてみたところです。

「2. PIO-NET システムの定義について」

これも前、御議論願いましたけれども、「氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送され蓄積されているデータベース。」

これを PIO-NET システムという、このように定義づけというふうに思っております。

「 3 . PI0-NET 端末を設置する行政機関の位置づけ 」

これは当然このことながら、PI0-NET の運営主体は今までもそうでありまして、これからも国民生活センターが主体であるべきで、今後、行政機関が端末でつながったとしても、それはあくまでも一利用者にすぎないと、こういう位置づけを考えております。

「 4 . 利用者の範囲について 」

(1) 当面、要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課などに原則配置。」

こういうところに置いたらいいのではないかとここまでは言っております。

(2) 利用の範囲を特定の法執行に関わりのある職員に限定。」

というふうにしばりをかけようかと思っております。

「 5 . 行政機関で閲覧できる情報の範囲について 」

PI0-NET 情報すべてではなくて、「処理結果を除く原則すべての情報」で十分ではないか。なぜなら、PI0-NET 情報にある処理結果は、あくまでも相談員さんが受け付けてから全部の処理が終わるまでのいきさつを書いてありまして、いわば相談員さん同士の情報交換の場というか、一番のコア部分といいますか、これを他の行政機関の相談員でない人に見せるというのもどうかというので、処理結果の欄は除いたらいいのではないか、こういう意見です。

「 6 . 必要と考えられる利用ルールについて 」

これもある程度決めておくべきであるということで、

「(1) 公表に関するルール」

計数の公表については、原則運営主体である国民生活センターが行う。」

この「計数」という言葉はちょっとわかりづらい表現かもしれませんが、例えて言えば、今でいう不二家のお菓子に異物混入が過去 10 年で何件あったか、こういうふうな件数を打ち出すときに、それぞれの関係している厚労省なり農水省が打ち出した件数と国民生活センターが打ち出した件数が違っていたらまずいわけですから、こういうのを一元的に国民生活センターで件数は公表するというふうにしたいと思っております。

「 個別事例の公表については消費者生活センターまで了解を得る。」

個別事例の公表については、端末でつながった行政機関がやってもいいけれども、その際は受付場所である各地の消費生活センターの了解を得る必要がある。こういうルールにしたかどうかということを考えております。

「(2) 相談者まで遡及して照会する際のルール」

主に法執行の際に必要なという個別事例の話です。

「 相談者への PI0-NET システムの目的の周知 」

相談者に PI0-NET システムというのはこうなんだと。法執行にも使われる可能性があるというのを周知させる。

「 国の行政機関からの照会の手順 」

国の行政機関からもし照会があった場合にはどういう手順でやるか。例えば関係する

省庁から直接受付センターに問い合わせが行くのか、それとも内閣府なり国民生活センター経由で行くのか、この辺をあらかじめルール化しておいたらいいのではないかという話。

「消費生活センターの業務負担への配慮に関する担保措置」

消費生活センターの業務が、かなりこういうことがあって負担になるのではないか。それに対する担保措置が必要ではないか。例えて言えば、照会する件数をあらかじめ制限するとか、こういうのがもし必要になるならルール化する必要があるのではないか。

「(3) 情報の安全管理に関して必要なルール」

これは情報のセキュリティーの問題です。これもルール化しておくべき。

「(4) 情報漏えいした場合における対応」

万が一、情報が漏えいした場合、これに対して何かペナルティでもを用意しておくべきではないか。

「(5) 情報の活用状況の報告」

いろんな行政機関で使った場合、単に使えばなしでなくて、それをどう活用したか報告してもらうべき。フォローアップが必要ではないかという話です。

「(6) 端末操作を行う職員の研修」

これも各行政機関で端末操作を行う場合には、職員にきちんと研修をさせるべきである。

以上につきまして、何かルール等によって、あらかじめ決めておくことが必要ではないかということで1枚紙としてまとめてみました。

以上です。

浦川座長 どうもありがとうございました。今のような形の今回議論を進めるに当たってのたたき台といいますか、項目をつくっていただいたわけですが、これに基づいて、これから個別的に1つひとつ検討していきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

それでは、「1. PIO-NET システムの目的について」ということで、従来、実際に使っていたけれども、必ずしも目的は明確に規定はしていなかったわけで、(1)の「各地の消費生活センターの消費生活相談業務の支援のため」というのが実質的な目的であったらと思うのですが、それに加えて、今回、行政機関に利用を拡大するということで、(2)(3)という目的を加えていくことになるかと思うわけですが、これについて何か皆様方から御意見はございますでしょうか。

下谷内委員 2番目のところですが、以前から検討事項になっていました、いわゆる法執行の活用などという特商法の例を今座長が述べられましたのですが、2点あるということだったのですが、実は既に皆さん御存じでしょうが、1月29日に経産省が記者発表して、連絡ネットワーク、法執行のためのネットワークをつくると、経産省と地方産業局と、それとそこに入っているのは都道府県の執行部署とのネットワークだという記事が出ていました。それについて、システムは構築されないといけないし、全く同じようなことになる

のではないかと。ただ、経産省が考えていらっしゃるの、このアンケート以前に相談員さんと消費生活センターに対するアンケート調査、同じようなことをなさっていました。その流れの中の1つであろうと思うのですが、そういたしますと、法執行のためにということで、経産省がそういうふうシステム化をされるということであれば、今回の検討事項と非常に似かよっているということを感じます。その辺はどのようにお考えなのでしょう。もし事前に何かあったというのであれば、御説明いただければと思います。

浦川座長 この点について御説明いただけますか、新聞に出た記事について。

西村消費者調整課長 本件については、経産省から聞いている情報としましては、まず結論的に言うと、PIO-NET と今回の経産省がやるシステムは全く違うそうです。なぜならば、特商法の執行に係るデータベース、それをこれからつくるとのこと。結んでいる箇所も経産省本省と地方の経産局、さらには都道府県の特商法執行部門、これらを結んで、いわば取り締まり情報、つまりある都道府県、ある経産局はAという業者を今追っかけて、こういう状態にあるというのをお互い情報交換してむだがないように効率的に取り締ると。今まではそういう情報交換の場がなかったもので、同じ業者をこっちからもあっちからも捕まえようとしていて、そういうむだがあったと。それをこの情報交換の場というネットワークを設けることによって防ぐのだと、こういう説明でした。いわば経産省の新しいネットワークは取り締まり情報、取り締まる側から見た情報です。

方やPIO-NET はまさに相談者からの情報であり重なるものではないという説明でした。我々も特に重なるものではないと思っております。

浦川座長 よろしゅうございましょうか。下谷内委員。

下谷内委員 都道府県が法執行するに際して、情報というのは消費生活センターの相談情報だと思います。そこがぶつかるのではないのでしょうか。

堀田大臣官房審議官 基本的に各省庁がいろんな法律をそれぞれ持っておられて、金融関係は金融関係でそれぞれ財務局とか、どの程度、都道府県が絡むかという問題あるかと思いますがけれども、公正取引委員会は公正取引委員会でそれぞれの法律の執行のための地方とのチャンネルはそれぞれ多分お持ちだと思うんですね。

今回の特商法については、たまたま地方の消費者行政の担当課になるのだと思うんです。そこは重なってくるというだけの問題だと思うんですね。他方、PIO-NET の方は、あらゆる包括的な苦情相談情報、これを集めてデータベースにして、その情報をどこまでみんなで共有するかという問題だと私は理解しております、特商法の執行に当たって PIO-NET というのも利用できるという側面はあるかと思っておりますけれども、重なるから問題だとか、そういったことは必ずしも、都道府県のそれぞれの課がどういったことで協力されるかということになるかと思っております。まさに地方自治の問題でもありますので。

遠藤委員 経産省さんといろいろ特商法の関係で会議があったりとか、おのおのの地域ごとの経産局単位で、近畿でしたら近畿の経産局で近畿府県が集まって情報交換する場もありますし、逆に都道府県の消費生活部門が集まったときに経産局さんが入って来られて、

ぜひ広域的に一緒にやりましょうというお話もされるので、それは当然我々も協力をさせていただくと。事業者というのは必ずしも一都道府県だけでやるわけではなくて、近畿でしたら神戸とか京都とか大阪とか、全体で悪質な事業者、その辺では経産局さんにいろいろお願いしなければいけないということがあります。

ただ、今おっしゃっていますように、現実問題はそういうネットワークが経産省さんの方でつくられて、そこに持っていくデータは、下谷内委員がおっしゃったように、我々はPI0-NET から引っ張ってきた情報で、大阪ではこういう事業者について特に指導が必要だと思ふデータを流すわけですね。それを経産局さんは独自のネットワークでやっておられる。各都道府県はそういうふうにするので、確かにPI0-NETのシステムと今回経産省さんが、私も詳しく知らないのですが、お考えになっておられるネットワークとは違うとは思いますが、根っここのところで都道府県から上がってくるデータは一緒かなというふうに思っています、このネットワークの話、少し事前に御相談を経産局さんに受けたことがあるのですが、あまり屋上屋重ねるのは要らないけれども、私は率直に申し上げたんです。

今、この議論をやっているときに、要するにPI0-NETの情報を経産局さんにどう結ぶかといった議論をやっているときに、一方でまたそんなのをつくったら同じ。我々からすると、同じことをPI0-NETの仕組みの中でやらなければいけない。また同じデータを経産局さんに入れるような仕事を増やすのだけはやめてねということを私は申し上げたことが以前ありまして、結果としてどういう形で、今回、あまり勉強してないので、私の理解が間違っているかもしれませんが、大もとのところで、そういう同じようなことをするのだけれどもという思いがあるというのだけ少し申し上げたいと思います。

浦川座長 ほかにどなたか。いずれにせよ、経産省の方の取組は、新聞記事だけで我々はわかりませんので、ここはここで考えていって、遠藤委員がおっしゃるように屋上屋という問題があるならば、向こうの方との関係をまた考えていただくということでよろしいでしょうか。いずれにせよ、そちらの方も注目に値します。ただ、堀田審議官がおっしゃっていたように、基本的には向こうは具体的な取り締まりの情報のデータベースになるのではないかと推測でき、こちらの方はむしろ端緒的な情報というか、一般的な消費者からの情報のデータベースをどう共有していくかということだろうと思っておりますが、その点で、ほかに何かどなたか御意見、高橋委員。

高橋委員 多分いろんなところで情報をとられると思うのです。地方の公共団体でどうなっているかよくわかりませんが、例えば国に準拠すると、理由目的の明示という話があります。直接書面でとる場合は利用目的を明示しなければいけないと、こういう話になっているんです。相談情報で口頭で聞いたものを御担当の方が書面に書き写しているわけですから、直接規定の適用はないというふうに思うのですが、ただ、聞かれた場合には、目的がこうですということは言わざるを得ないと思います。これは聞かれた場合には、この資料3の(1)(2)(3)ですということを今後は言うという話になるのでし

ようか。

浦川座長 これはいかがですか。1つは、問題は、個人情報保護法でいう、当初のデータは氏名で特定されていますね。ところがPI0-NETシステムというのは、まさにPI0-NETの2.の定義のところにかかわるのだと思いますが、資料2の後ろから3ページの都道府県・政令指定都市サブセンター 市区町村センターというところの直接作成システム、その後、フロッピーがあって、フロッピーの隣のPI0-NET 端末から下のPI0-NET 端末、伝送、ホストという、ここのところに入ってしまうと、実は、これは後でまた若干問題になりますが、いわゆる氏名データはないという問題になってしまっていて、一時的にとっているデータとの間のマッチングというのは問題になってくるわけですが、これば個別に了解とらなくてはならないと思うんですが、その辺のところである種クリアできるのかなという気はしているんです。ただ、問題は、当然情報を提供する側に対する今の個人情報保護のクリアにするということもあるので、これは私の意見ではないんですが、今後のところで、どうこれをPRするかみたいな問題はあるか。そういう論点整理の方向になっていたかと思っていたのですが、ほかに何かどなたか御意見、池山委員。

池山委員 目的のところの(1)は従来ずっと、当然目的の中に入って、具体的に実施されているわけですが、(2)と(3)がきちんと目的のところに入るというのは、私はとても大事ないいことだというふうに思っております。これを従来から、私どもも特に(3)のところの国の消費者政策の企画・立案というところには、PI0-NETシステムというのが、PI0-NETシステムの情報をどう活用するかということは大変大事なことだと思っておりましたので、ここにきちんと(1)(2)(3)が入ることについては賛同いたします。とてもいいことだと思います。

遠藤委員 先ほどご説明があったように、法執行の活用という、一言で書けば、これしか書きようがないかなと思うので、ただ、実際どういうふうにそれを明示するかということで、先ほどほかの委員からお話があったのですが、法って何があるのか、先ほど特商法を代表に出されたのですが、最近は消費者契約法とか金融商品取引法とか、いっぱい法律ができてきていまして、我々もちょっと把握できないくらいなんですけど、全部を網羅というのは難しいかもしれないのですが、こういう法律に基づくいろんな指導について利用するのですよということが、この言葉では「法執行への活用」となるのですが、実際に何かPRするときは、こんな法律ありますよねと、こういうのを利用するんですよと出していった方が、消費者の方から見るとわかるのかなと、それだけです。意見というよりは、そうしていただければありがたいと思います。

石川委員 私もちらのシステムの目的、3点にまとめていただいたことは非常に整っていると思っております。ただ、これは基本的には行政側から見たときにPI0-NETシステムの目的であって、もしも消費者の方に示す、今、高橋先生の方からもございましたけれども、消費者側に対してどういうふうに合意をとっていくかという観点から考えれば、恐らくはもう一つ、消費者側から見たときの目的というものを準備しないといけないのでは

ないかと思うんですね。ですので、消費者にしてみれば、第一義的には自分の寄せた相談が円滑にかつ納得のいく対応をしていただき、そのために1つひとつの情報を積み重ねたものが有効に活用されて、あなたに返っていくところが伝わっていないといけないと思いますし、また、その情報がそれぞれの消費者分野の課題や問題に対して有効に発展的に活用されていくのだということがきちんと納得、理解できるような、何かそういった文言を別に消費者向けには用意しないと伝わらないのではないかと思いますので、それはこういった書類上では、この3つのまとめ方で非常によくわかると思うのですが、消費者には違うアピール方法を別途考えないと伝わらないのではないかなと思いますし、今後、それを例えばどういうツールでお伝えになっていくかということも併せ考えないと、それこそセンターさんの負担は大変なものになるのではないかなというふうにちょっと今感じましたので、お話をさせていただきました。

浦川座長 大変重要な御指摘だと思いますが、何とかこれを言葉として報告書に活かせるようにちょっと考えていきたいと思いますが、田口委員。

田口委員 目的として大きく分ければこの3点になるのかと思うんですが、資料2の1枚めくったページ1というところ「1. PIO-NET システムの目的について」のところで、前回の資料ですが、「背景」の ア・イ・ウ・とあって、他方、 で新しいニーズとして「法執行への効果的な活用」とか「製品事故情報の共有化」、「適格消費者団体への情報提供」ということが書いてあります。この前回の資料との関連はどういうふうに整理されるのでしょうか。特に製品事故関係の相談情報の共有化といったようなものは、今回の3つの区分の中ではどの辺に位置づけられるのかというところをちょっと教えていただければと思いますが。

浦川座長 ここはいかがですか。

堀田大臣官房審議官 前回の資料がア・イ・ウ・で3つあって、イ・とウ・が今度の資料3の(3)みたいになっていると。 のところについては(2)ということになっているのですが、(1)は、要するに目的としては相談員の方の間でやや掲示板的に情報を見ますというような趣旨で、(2)はもう少し具体的に個別事例も見ながら行政として対応していくと。(3)はマスとしての情報を活用しながら政策をつくっていったり、あるいは国民に情報を提供していくという、整理の仕方の問題で、まだいろいろ御意見いただければと思っております。

田口委員 それでよくわかるのですが、例えばガス湯沸器でこういう事故が起きていると、そういう苦情相談が来ていますと。それを所管の官庁にお渡しをすると。お渡しをするというか、見られるようになるというのは、法執行への活用なのか、それを使って新しい基準を考えるという政策の企画立案なのか、あるいはそれを使って、こういうガス湯沸器で事故が起きているから気をつけましょうという国民への情報提供への活用という整理なのか、その辺はどういうふうに。

堀田大臣官房審議官 判然と線は引けないと思いますし、しかも「法執行への活用など」

ということで「など」を入れておまして、今回の例えば不二家さんのような表示について、例えば食品安全委員会も情報は持っている必要があるだろうということで、必ずしも食品安全委員会が法執行するかどうか別で、もう少し行政的な対応を求められる可能性があるということで、端末を置いておく必要があるのではないかと思います。(3)はより抽象的に、例えば消費者契約法の改正をすとか、そういった場合の大きな政策を立案するためにPI0-NET データを統計的に使っていくとか、もちろん個別事例も参考になるかもしれませんが、使い方としてはやや抽象度の高い使い方になると思います。田口委員がおっしゃったように、(2)と(3)というのはかなり近いところにあるかと思えます。(1)だって、これは相談員の方も当然特商法ということで、それぞれ法律に基づいて判断されるということで、(2)に近いところもあるかと思えますけれども、一応分けるとしたらこういうところかなというふうに思っております。

浦川座長 よろしいでしょうか。

田口委員 はい。

浦川座長 従来も、よく考えてみると、こういう使い方をしていたんですね。ただ、これはオンライン的にやってはいなかったというか、個別的にやっていたと。私もPL法の審議、あるいは消費者契約法にもかかわりましたけれども、そういうときには間違いなくPI0-NET 情報というのは非常に大きな意味を持って立法に使われまして、現実にいるんな取り締まりでもPI0-NET 情報が使われているわけですから、目的というのは、従来埋もれていたというか、あまり明示されてなかったものを明示していくという意味はあるのかなと、おっしゃるとおりだと思います。それをはっきりさせたという点ではかえってよかったのかというふうには思いますが、この点はいかがでしょうか。

時間の関係もありますので、少しずつ進捗させていきたいと思うんですが、また、もし問題があれば、1.に戻りたいと思いますが、2.のまず「PI0-NET システムの定義について」ということで、先ほど既に触れてしまったのですが、この点について何か御意見ございますでしょうか。先ほど私の認識では、資料2の綴りの後ろから2枚目にありますPI0-NET システムのイメージのところの絵の一番右端の縦の流れと、これがPI0-NET システムの定義であり、そういう点から言うと、ここに入っている情報というのは、氏名等の個人を特定できる情報を除いた苦情相談情報で、国民生活センターに伝送されて蓄積されているデータベースと。これは国民生活センターで見学させていただいたときに既に明らかになっていたと思うわけであります。

ただ、この中で若干個人に結びつけられる部分があるかというのはちょっと問題で、これは後でまた御議論いたしますが、ここではこういうイメージでよろしいかと思えます。今後、PI0-NET 情報の行政における活用といった場合の、ここでいうPI0-NET システムというのはこういう定義でいいかということでございます。何か御意見ありますか。

下谷内委員 イメージ案の中に「氏名等の」となっているんですけども、この「等」というのは何を意味するのでしょうか。資料2の5ページなんですが、そのところに(3)

で「利用ルールはどのように担保されるのか」ということのところに、「背景」の のところにあるのですが、「登録される情報には」と書いてありまして、「現在の登録項目は、県コード」とずっとなっています。この「県コード」というのはあくまで県だけで、センターコードが入らないということなんでしょうか。いろんなところを照合すると、かなり個人が特定されるのではないかと思います。センターコードというのは県コードの中に含まれるという理解なんですか。

浦川座長 いかがでしょうか。

西村消費者調整課長 まず最初の「氏名等」の「等」ですけれども、ここでは住所なり連絡先、電話番号、こういうのを想定しております。

下谷内委員 センターコードというのは、いわゆるセンター名が番号になっているだけなので、それ見ればどこのセンターかというのがわかるものです。

堀田大臣官房審議官 それは後の5. のところにかかわってくると思います。

浦川座長 5. のところで少し具体的な問題を検討いたしますので、要するに直接的には当該個人を特定できない形で情報になっているというのは、現実にはありました。我々は国民生活センターでもそれを見ましたけれども、ただ、おっしゃるとおり、あるデータから非常に狭い範囲だということで、あるいは新聞記事やなんかになって遡及していろいろな情報を集めれば、個人の頭の中でも、ある人だというふうに特定できる可能性が出てくるという問題はあって、これは5. のところで、これについてどう対処するかという問題を少し考えてみたいと思います。システム自体としては、定義はこれでよろしいかということで、これを前提に今後の議論を進めていきたいということで、そこをまず確認しておいていただきたい。よろしゅうございますね。それでは、我々の今後の議論の出発点、ともかくPIO-NETシステムとは、資料2の後ろから2枚目にあるPIO-NET 端末というところに入ってきて、最終的には国民生活センターのホストコンピュータの中に蓄積されているデータであるということをも前提に議論をしていくということです。

その後で、「3. PIO-NET 端末を設置する行政機関の位置づけ」という問題なんです。これをどう考えるかということであります。これは6番目の「公表に関するルール」やなんかともかかわっていて、どういうふうに考えるかということで、何か御意見ございますでしょうか。特に田口委員が。

田口委員 先ほどの西村課長の御説明で、行政機関の位置づけというのは、PIO-NET の利用者としてという御説明だったわけですが、いわば情報を入れる方には入りませんよという御趣旨だと思いますが、資料2の1枚目の裏側の「5. 苦情相談情報の共有化について」ということで、関係省庁等が受け付けた苦情相談情報の一元化、この必要性、可能性も課題、論点になっていると。これとの関係でどう考えるのでしょうか。5. を積極的に考えるとすると、情報をデータベースの中に入れる側としても考えられてくるのだと思うんですが、5. については当面考えないという御趣旨なんですか。

堀田大臣官房審議官 基本的にPIO-NETシステムとしては、事務局は皆さんの御意見を

お聞きしたいところですけど、基本的に多分各省庁は利用するだけの立場ということで、各地のセンター、あるいは国民生活センターは入力して、それを利用もしている立場です。利用と両方やっておいて、ちょっとよくわからないところあるのですが、都道府県は基本的に利用する立場なのかというふうに思っています。今後、各省庁が入ってきた場合は、やや都道府県の本課と近い立場なのかどうかという点について、御意見お聞きしたいんですけども、基本的に入力と利用の両方やっているところと利用だけやっているところ、基本的に区別すべきかなと考えています。運営主体としては入力と利用の両方やっているところが運営主体としてあって、利用だけの利用者とはちょっと違う立場なのかなという気はしているんですけども、それでいいのかどうか、御議論いただきたいと思います。

浦川座長 この辺はいかがでございましょうか。当面というのと将来的課題という話になるのか、あるいはもう少し積極的に踏み込んで、ここの検討会で提言をするのかという問題がありますけれども、多分当面は、今おっしゃった話でいうと、利用者限定するということになるんですか。あるいは、ただ、問題は、今後いろんなシステムの利用が進んでくると、中央省庁が集めたデータを上げてもらった方がわかりやすいみたいなことになるのかもしれないし、ここは微妙だと思うんです。下谷内委員。

下谷内委員 私はそのように、ここを読んでおりましたのですが、5 . は関係省庁等が受け付けた情報の一元化を図っていくということで、国民生活センターの中にPIO-NETのこのシステムに入るのかわからないんですが、国民生活センターにそういうものが一元化されるのかというふうに、これを理解しておりましたのですが、そういうことではないのですか。各省庁は単なる利用者としての取扱いのみですか。

浦川座長 いや、よくわかりません。ただ、この間のヒアリングでは、当面は利用させてくださいという話でしたね。その後、将来的には自分のところの持っているデータも入れたり、あるいはいろんな形で具体的に消費者相談に当たっている方にいろんな警告情報やなんかも提供できたらとおっしゃってましたね。

堀田大臣官房審議官 中央省庁が仮に持っている情報まで入ってくると、PIO-NET といわない何か別のシステムとか、そういう気がしてきます。

浦川座長 どうぞ、池山委員。

池山委員 私も将来的には、そうなってくると思います。おっしゃったようにPIO-NETという形になるかどうかというのはまた別だと思うんですけど、情報は一元化されて、いろんなところの情報がきちんと管理されるようになって有効に利用されるということが私はとても大事なことではないかと思うんです。ただ、それをきちんと実行するためにはなかなか時間もお金もかかると思うので、将来の方向としてはそういうことを見据えながら、とりあえず利用というところでやむを得ないかなというふうに思います。

この利用というのを、私どもはとてもいいことだと思いますけど、実際、どのくらいの省庁がどんな形で利用するかなんていうのはなかなか見えないので、これをきちんとシステムでやるのも大変かなとは思っております。

浦川座長 それでは、5.の苦情相談情報の共有化というのはこの後でありますので、そこで議論いただくということで、当面は先ほどのようなことで報告書のベースとしては、一時的には利用の拡大を図る、利用者の立場として行政機関は考えて、その後、行政機関のデータもこういうものに反映できることを将来的なものとしては考えていくべきだろうかというようなところでよろしいでしょうか。当面はむしろ今緊急の課題は端末を置くという問題で、その点の問題でしょうから、そういう形で、一応ここはそこでおさめさせていただいて、続きまして、4.の「利用者の範囲」ということで、ここからより具体的な、ここは重要なポイントにこれからなっていくと思います。(1)が「当面要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課などに原則配置」ということで、消費者政策担当課長会議を構成しているところの窓口課に置くということだと思っておりますが、何か御意見ございますでしょうか。鈴木委員。

鈴木委員 この「など」には、今のところは、いわゆる地方機関、例えば東北経産局のようなところというのは想定はされてないのでしょうか。

西村消費者調整課長 今のところ、まず、こっちの本省といいますか、そこと結んでみて、その後、また考えるという2段階でいこうと思っております。

堀田大臣官房審議官 まさに当面ということですね。

下谷内委員 お伺いしたいのですが、先ほど食品安全委員会は国の機関だから、そこにも設置するというふうに理解するのでしょうか。

堀田大臣官房審議官 食品安全委員会は消費者政策担当課長会議にも入っております、食品安全基本法という法律に基づいて施策をやっているということでも入り得るのではないかと思います。一方で、外務省とか防衛省とか、そういうところも入っていますので、そこが要望するかどうかという問題もあるかと思いますが、ちょっと実務的には悩ましいところで、ある程度の方向を固めていただけるとありがたいと思っています

浦川座長 これを細かくは我々のところでは、ここではどこがどうなのかというのはわかりませんが、ともかく原則として、ここにもあるように、当面はできるだけ狭い範囲に設置して、様子を見てトラブルがあったら、これば考え直さなくてはいけないけれども、トラブルがなければ次第に広がっていくだろうというイメージなのだろうと思っております。いいかげんなことを言いますが、そういうことで進めていきたいという方向性はそういうことだと思っております。だから初めからバーンとたくさん置きますよということではなくて、当面はここにある消費者政策担当課長会議を構成しているメンバーの、しかも要望あるということからいうと、消費者政策に当たっている具体的な窓口で端末を置きます。それで様子を見つつ拡大をできればやります。これも必要がないところには置く必要はないでしょう。よろしゅうございましょうか。どうぞ、池山委員。

池山委員 結局PI0-NETシステムを利用するわけですから、1.のPI0-NETシステムの目的に沿って、その目的のために利用するというのが省庁にも当然あって、非常に3.などは広い範囲ではございますけれども、このところで一応目的のために利用して、そ

してとりあえずは当面要望のある国の行政機関の消費者政策担当課長会議の窓口課というふうなところで押さえればよろしいのではないかと私は思います。

浦川座長 なるほど。そのところで少ししぼりを入れるというような話で、ですから1.のPI0-NETシステムの目的を考慮しとか、あるいはそういったようなものを1つ入れることで当面の広がりやをまずは押さえておくということは1つアイデアかもしれません。これは報告書の中で考えてみたいと思います。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。(2)の「利用範囲を特定の法執行に関わりのある職員に限定」する。これは当然利用できる人間の範囲をずらすということで基本的には御異論はないですね。これは細かいところをここでは踏み込みませんが、セキュリティの問題でシステムを構築して端末を設置するときにログ・インした人間がわかるようなシステムをつくるというようなことも課題になるかと思うんですね。よろしゅうございましょうか。

それでは、「5.行政機関で閲覧できる情報の範囲について」ということで、先ほど処理結果を除く原則すべての情報ということで、これは下谷内委員も御心配になっていた問題ともかかわるわけですが、処理結果を除くデータを関係省庁の関係課において、端末から見られる状態にする、つまり処理結果については見られない状態にするということです。ここは先ほど御心配になっていた個人情報結果的に特定できてしまう可能性が高いからということですね。何か御意見ございますでしょうか。下谷内委員。

下谷内委員 どういうふうにコードを解読するのかということをご説明いただければと思います。

山形情報分析部長 それでは御説明します。

(説明内容省略)

浦川座長 何か御意見。

下谷内委員 そうしますと、これを見た執行機関が、この番号で、どこのセンターが、何月何日、いつ受け付けたというのはここだけでわかりますから、直接聞くということは可能なわけです。ただし、聞くに際して手順というところにもかかわってくると思いますが、よほど見る人も特定するとか、かなりしぼりをかけておかないと、これを見れば、隣の人があることも可能だと思います。担当職員さんを限定するということでしぼりはかかっておりますが、何か非常にいろんなものがかけ合わせると、先ほどおっしゃられたように、新聞記事だとかいろんなことをやっていくとすごく特定されやすいなと感じます。ただし、利用者側からすれば、ある程度のところはつかめない、ちょっと悩ましいところではありますが、県だけというのは難しいんですか。

浦川座長 逆に言うと、法執行で具体的なデータにたどり着かなくてはいけないと、このところがないと、全く現場にアクセスできなくなってしまうという問題もあるのかなと私は思うんですけど、いかがですか。

下谷内委員 今おっしゃられたことからすると、相談員だとか、消費者の立場から見る

と、あまりにもこれがあるとストレートに行く危険性があると考えます。

浦川座長 この問題は、さっき言った利用の方法としては、絶対に直接現場には行かない。

下谷内委員 というふうには書かれておりますので、そのこのところ、よほど厳格にしくちゃいけないのかなと思いました。

浦川座長 と同時に、当たり前ですけれども、公務員しか見ないわけで、行政情報ですから公務員の守秘義務との関係で外に出せば懲戒になってしまうという問題はあります。

池山委員 最近の悪質事業者というのは、よく言われるんですけども、パッと集めて、パッと会社を倒産させてどこかへ逃げてしまうと。とにかくスピードが大事だと、被害が拡大しないためには、素早くまさに執行しないといけないというのが、もう今事業者といっても本当に犯罪者、犯罪だと思っんですよね。

そういうときに、ここまできちんとしぼりをかけて、そして使うわけですから、もしこれを黒塗りでということになると、また、何か端末はあるけれども、このセンターはどこでしょうということで、また、今までみたいに国民生活センターにお聞きして、いや、ここですとか、あそこですとかというまた個別対応というふうな形しかできないのではないかと思うんです。そうしたら、きちんとルールを守って、そして素早くこれは対応していただくためにも、私はセンター名その他が、端緒のところでもきちんととれることが今必要ではないかというふうに考えております。

石川委員 同じトーンで申しますと、この情報1つひとつを本当に活用するとすれば、それだけのもちろんセキュリティは必要ですが、処理結果は必要なのではないかというふうに今感じました。もしもこの処理結果が、非常に微に入り細に入り記載されているということで問題になるのであれば、解決内容のコードがもう少し、消費者がどういう形で納得をされているのか、それともまたは事業者に対する指導が行き渡っているのか、そういったところまできちんと読み取れるような解決内容コードにちょっと発展させませんか、単純に概要だけでは、いわゆる消費者の方がどういうふうにアプローチされてきたかということだけで、具体的にそれが情報としていかに発展したかということまで読み取れないというのではちょっともったいないという気がいたしましたけれども、その点はいかがでしょう。

浦川座長 何か御意見ございますでしょうか。遠藤委員。

遠藤委員 1点目の話といたしますか、県コードとかあの辺は、行政内部で利用するときにはないと、どこの都道府県でそんな事故が起きているのかとか、いつの話だとかいうのがあるので、それは行政内部では提供して利用できるようにしておくべきだろうというふうに思っています。ただ、下谷内委員が心配されますように、違う場面で、我々も前も申し上げましたが、情報公開の請求をされたりとかというときにかなり厳しく、個人情報漏れないようにということで、どういう項目について削っていかうかと。コードなんかは当然削りますし、さっきありました件名の中でも、ちょっと特定できるやつは消そうとか、

ましてや処理結果なんか出さない。場面が全然違う場面ではかなり神経質になっているということで、少し先ほど議論もありましたけど、というのが情報として個人が特定ができるんだということになるとかなり難しい議論になって、さっき取扱い注意でありました内容についても、金額を消そうかとか、場所を消そうかとか、固有の団体の名前は消そうかとか、そういう作業を実は我々もやっています、何か統一した方法がないのかなど。それなら件名ももっと大まかに書こうかとか、変に書いたら全部わかってしまうのではないかなど。これはあくまで情報公開条例などで提供する場合の注意ということであって、内部の利用とは全く違います。ただ、かなり神経質にならないと、それを情報公開請求されて、それを外に出されると、私が相談したことが載っているという、かなり消費者の方が心配されるのではないかと。個人の情報が出回っているのではないかとということで心配されるような場面があって、行政としてはその辺神経質にならないといけないと思っている部分がまず1点。

2点目の処理結果については、これはうちの相談員なんかとも話をしますと、ここについては個人が特定できるという問題もあるのですが、ケース・バイ・ケースでかなり微妙な問題の中でこうなったというのがたくさんあって、これがいいとか悪いとか言われると、非常に相談員さんからするとつらい、間違ったことを当然やってないと思うんですけども、1つひとつのケースケースによって事情が違いますので、そこまでなかなか文字にしにくいという部分を無理に文字にして、こうしましたよとかということがあるので、処理結果についてはご勘弁願えればなというのが私の率直な現場の人の意見の聞いた内容です。

浦川座長 ほかに何か、田口委員。

田口委員 処理結果については外すという案でございますが、この問題は、外す根拠をどう考えるのかとの見合いで考える必要があると思います。浦川座長からは、先ほど個人情報の特定の可能性が強いので、これは外すべきではないかという御指摘がございましたが、そういう観点からすると、相談概要も共通の問題があります。個人情報につながり得るかどうかという観点からすると、処理結果はもちろんでございますが、相談概要も共通性があります。そういうところとの整理をする必要があると思います。

浦川座長 高橋委員。

高橋委員 今、実は同じことを申し上げようと思ったのです。新聞報道となりますと、典型的な特定可能性がある情報になります。ただ、要するに書き方によるわけですから、識別可能性を一枚一枚見て区別するというのは非常に難しいわけで、そうすると結局あとは内部管理を厳格にするということしかないのかなというところはあります。もともと個人情報と抜いてとるということを原則にした上で、例外的に何らかの形で出る場合ということになり、内部管理の際に識別可能性あるということがあり得べしということで、そこは厳格に管理してくださいということを担当職員に当然規則等を徹底するということが必要なのではないかと思いました。

浦川座長 基本的には個人の識別可能性が高まるということと、もう一つは、当該センターの担当職員の方がどのように処理したかということ自体、これもその方のいろいろなこと、逆に言うと、その方自身の問題も出てくるでしょうから、そういったようなことを総合的に判断してということで、逆に言うと概要の部分抜いてしまうと事件がわからなくなっちゃうということで、今後の活用するというけれども、利用ができなくなってしまうというか、利用目的を達成できないということになってしまうということもあって、その辺の相関的な判断だろうと思うんですけども、この辺のところはおっしゃるとおり、個人情報識別可能性だけで、この処理結果を抜くという話ではないということはそのとおりだと思います。この辺のところも報告(案)にまとめる際に検討してみたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、一応全体を議論した上で少し個別点があれば、また次回を含めて議論したいと思うので、進めるだけ進めてみたいと思います。「6.必要と考えられる利用ルールについて」ということで、(1)から(6)まで挙げておりました、既に御説明いただいておりますので、この点について何か御意見ございましてでしょうか。

高橋委員 質問です。前に御説明いただいたと思うんですが、個別事例の公表について、今まで国民生活センターの方ではどうされていたのでしょうか。こういう例がありましたみたいな話について、公表される場合にどういうルールでされていたのでしょうか。

田口委員 情報提供規程というのがございまして、基本的にはPI0-NETの場合ですと、総体としての件数の公表に加えて、事例としていくつか代表的なものを出していく場合、個人が特定されないような形で配慮しながら行っています。また、事業者名を含めて出す場合には、一定の真実相当性を確認し、また内部の手続を経て公表するという取扱いにしております。

浦川座長 よろしゅうございましょうか。多分これは2つ問題が出てくるのかなと思っております。1つはいわゆる情報公開的な意味で具体的な生のデータを開示してくれという要求の場合と、それから、例えばシュレッダーの事故というような場合に、どういうメーカーの、どういうシュレッダーでの個別事例でこういう事例がありましたという、ある種、情報の中からまとめた形で出す問題と2つあるかと思うんですね。

1つの問題で、先ほど言った個別具体的な情報公開で、そのままどこまで出すかというのは、今の話ですと、行政機関は当面は利用者ですから、これは国民生活センターが求められた場合、担当されるということでよろしいわけですね。

田口委員 行政機関に提供する場合と、情報公開で一般の方の公開請求に対して対応するのでは、取扱いが違ってまいります。

浦川座長 違うと思いますね。

田口委員 事業者名を特定した情報公開については、個人識別の問題などがございまして、基本的に受付年月までを示しているということで、事案の内容は、出していないということですよ。

それから、行政機関から依頼を受けて提供する場合には、これは事業者名の入ったものでは事例も提供しています。

浦川座長 ちょっと私の方で混乱させて悪かったのですが、情報公開法がありますよね。それに基づいて、情報公開を求められたときに、行政の手持ち情報という形では、これは各省庁の端末にあるものは当該行政庁の所有情報ではないという話になるんですか。

西国民生活局長 行政庁になると思いますよ。

浦川座長 なるんですか。

西国民生活局長 組織として使える状況になっていけばそうなると思います。全く個人が、それこそポケットに持っているみたいな状況であれば別ですが。

浦川座長 ホストコンピュータの中にあるのは、国民生活センターにあるんですよね。利用者としては接続して端末に持っているわけですけども、ダウンロードしたり、ファイルしたりなんかした場合には、これはまた行政情報になるのでしょうかけれども、ホストにある情報にアクセスしてとるという話はまたちょっと違うのではないかなと思うので、これはちょっと御検討いただけますか。

堀田大臣官房審議官 はい。

浦川座長 つまり情報公開求められたときにどこが担当されるのか。

堀田大臣官房審議官 国民への情報提供というのがまた別の論点。

浦川座長 ちょっとこの問題。

堀田大臣官房審議官 リマインドします。

浦川座長 高橋先生が専門家かもかもしれませんけど。

高橋委員 それは別に私考えてきませんでした。今の話は。問題は個別事例の公表だと思えます。例えば、公表の仕方によれば、ご本人には私の事例だとわかりますよね、多分。

田口委員 当事者側から見るとですね。

高橋委員 そのときに、今までは、ご本人には私の事例だとわかるような事例についても、本人には言わないで出してきたわけですか。

山形情報分析部長 国民生活センターが情報公開制度に基づく開示請求に対してPIO-NET 情報を開示するときは、先ほど田口委員が申しましたように、国民生活センターの開示基準では、事業者名を特定する場合には、受付年月しか出さないようにしています。逆に、事業者名を特定しない開示請求のときには、ここでいう「件名」は出しますが、概要は出さないという開示基準で運用しています。

実は件名には、記載のルールで、地域とか、本人とかを特定する可能性のある情報は書かないようにする、というルールになっています。ただ、実際には字数の関係でそこに少し踏み込んで書いているケースがないわけではありません。

浦川座長 よろしゅうございましょうか。

高橋委員 公表というのは、例えばセンターの広報なんかでこういう事例がありましたみたいな話が、この(1)じゃないんですか。

山形情報分析部長 公表に関しましては、我々が情報提供ということでその事例を使う場合には、まず1つはこの生データをそのまま書くということは原則しておりません。それから、もう一つは、それでも特に製品事故等の情報の場合には、それを掲載する場合には各地の当該のセンターさんの方に、掲載していかどうかという了解をとります。ただ、取引情報の場合のように、同じような事例がたくさんある場合は、先ほど申しましたような代表的なものということで、ある程度、概要的にまとめて書きますので、そういうケースでは1つひとつ了解をとらないで出しているケースもございます。

高橋委員 わかりました。どうもありがとうございました。

浦川座長 ほかにどなたか。公表に関するルールというので、(1)の問題、若干いろいろ問題点はありそうなので、もう少し検討すべきところはあるかもしれません。

「(2) 相談者まで遡及して照会する際のルール」、これは大体共通認識ができていたと思うんですけど、まずは「相談者へのPI0-NETシステムの目的の周知」をするということ、これはいろんな形のPRがあるかと思うんですが、「国の行政機関からの照会の手順」というのは、これは要するに直接行政機関が個人にアクセスするようなことはない。あくまでも当該このコードに基づいて都道府県のレベルに行って、そのところから個人にアクセスしていかどうかを確認して個人に向かっていくということで、その手続はきちんと従来どおりのやり方を遵守するというところだったと思うんですが、何かこの辺で御議論ありますでしょうか。これをもう少しきちんと、ただ、この細かいルールは、今言ったようなことをポイントとしてこちらの方で指摘して、今後、運用のルールは具体的には各省庁間と、国民生活センターを含めて議論していただくということになっていくかと思うんですが、こちらの方は方向性を出すだけだと。

高橋委員 (2)の は、これは相談者には言わなくていいという話だったのではないですか。

浦川座長 言わなくていいというか、周知するというのはこういう形の使われ方をしますという一般的な情報の話だと思うんですが、こういう目的を持って使われていますということが必ずしも従来明確ではない。つまり、ただ相談だけという意識でいる方もいるので、法執行のために利用するレベルというのも問題あるし、ただ、当然ながら、それは個人識別できる状態ではないというようなことを含めて、今後いろんな形のPRをやるということだろうと思うんです。私のイメージでは、ですから、個別の、その人から、あなたの個人情報を含めて全部こちに提供しますという話の意味での同意ではない。周知するというのは、個別的に同意をとるというのではなくて、もう少しPI0-NETシステムについて、さらにPRを積極的にやりましょう。そういうことによって、あまり誤解がないようにしましょう、こういう話だったと思うんですが、どなたか、どうぞ。私だけ意見言ってもしょうがない。遠藤委員。

遠藤委員 私もそのように理解しています。前も申し上げたんですけど、相談の電話があったときに1つひとつ理解を求めるというのは事実上現場では無理です。ですから、ト

ータルの目的の中で利用目的をはっきりさせて、こういう法律のためにも使いますよということをおおきく理解をしていただくことが、先ほど石川委員もおっしゃったように、結局社会に役立って自分に返ってくる。そういうトラブルが少なくなることに役立つのだというところの理解を消費者の方にさせていただくというのが前提としてあるのかなというふうに思っていますので、それはそうかなと思っています。

先ほどの話で、1つは、これは何回も出ているのですが、相談者まで遡及して照会する際のルールというのはつくっていただきたいと思います。我々は必ずしも別に予算がないとか、人がいないとかばかり言っているのではなくて、目的は正しいとしても、それなりに消費生活センターの現場というのは資源が限りがあるので、ルールをつくっていただかないと、今、本当に経産省さんあたりからどんどん照会が来ていて、この調子では、当センターでも17年度、18年度で大体年間30件ぐらいでいろんな形で照会来ています。1件についていくつかの消費生活センターに、これ聞いてくれ、これ聞いてくれという形で来ています。消費生活センターの相談員さんにとっては、意見にも出ましたけど、それはかなわんと。よう電話せんと。プライバシーがばれてへんかということになるといって、ちょっと誤解もあるんですけど、そうじゃないですよということをおもいうても、心理的な負担になっているということもあって、件数とルールづくりで、上手にこういうルールをつくってほしいということをお願いしたいと思います。今ちょっとないんですけども、基本的に都道府県なり市町村さんの意見も聞いた上で、これが本格的になっていくと思いますので、端末を置かれるとすれば、そこはきちんとしてほしいですね。お金とかそういう問題だけではないだろうと。それが1点です。

ただ、我々は処分をするときには、相談者まで遡及してきちんとやらないと処分できないというのも理解できていますので、そこについて、我々異議を挟むつもりはないです。それが1点です。

ちょっと議論がさかのぼるかもしれませんが、(1)の「個別事例の公表において消費生活センターまで了解を得る」というのは、これはありがたいというか、そうかなと思うんですけど、我々の実態として、例えばマスコミからいろんな事案があって事例照会してくれたといったときには、それは我々の判断でやります。プライバシーが守られるように、だから相談者まで遡及はしません。それはさっき少し議論になったかと思うので、実態はそういうことなので、ただ、どこまでを言えるか言えないかというのは非常にルールも、これはできないので、1つひとつ個別ケースが違うので難しいなど、そこはしょっちゅう神経使っているというところなんです。実態だけ御報告します。

以上です。

浦川座長 今のルールは、そういう基本線はこういう形でつくるということで、個別的な具体的なルールについては、国民生活センター、地方の当該消費生活センターの現場の意見も十分聞いた上でルールづくりをするということを要望したいというようなまとめでよろしゅうございましょうか。高橋委員。

高橋委員 先ほどの御説明でわかりました。ただ、私も誤解したぐらいですから、その整理は明確にさせていただきたい、と思います。外部には出しませんという言い方はこれからはしなくて、個人情報について外部に出さないと、こういう言い方に多分なるんでしょうね。

浦川座長 同時にPI0-NETシステムの中には個人情報、個人が識別できる情報は生の形では入っていないということもはっきりさせておいた方がいいと思うんですね。そういうことを含めて十分PRしなくちゃいけないと、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

浦川座長 それでは、この(3)～(6)までというのは極めて技術的な問題で、こういったような点を公表に関する利用ルールについて盛り込むということでよろしゅうございましょうか。この辺のところもより具体的な細則みたいなものは関係者の間で十分協議してつくっていただくということは検討会議としては要望したいという取りまとめでよろしゅうございましょうか。あまり、ここは細かくやってもどうしようもないというか、難しい問題です。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

浦川座長 それでは、一応このレベルは、当面終えたということで、資料2に戻っていただきまして、個別の論点の「(4)地方公共団体における情報公開・個人情報保護条例上の問題はないのか」というのが1つありまして、この点についてアンケート結果を含めまして事務局から少し御説明をいただきたいと思うんですが。

西村消費者調整課長 アンケート結果ですけれども、右上に資料1-2とありますが、この5ページ目、これは消費生活センターではなくて、都道府県・政令指定都市の消費者行政担当本課に書いてもらったコメントです。5ページ目の一番上、5.としまして「PI0-NETのネットワークを国の行政機関へ拡大した場合の貴自治体の情報公開・個人情報保護条例上の問題点の有無」があるかをお聞かせくださいという問いに対しまして、「問題があると考える」が約31%ありました。

具体的にどういう問題があるのかというのがこの四角の中に書いてありますけれども、まず個人情報保護条例に関するものとしましては、上から3つ目の「 」をご覧くださいと思いますが、「『オンライン結合による提供の制限』規定により、個人情報保護審査会の意見を聞く必要がある。」

さらにはここから3つ目の「 」、真ん中ぐらいですけれども、「提供にあたっては、『保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該情報を利用することについて相当の理由があること』等の条件をクリアする必要がある。」と、こういうコメントがあります。

次のページ、6ページに行きまして、次は情報公開条例に関するものですが、上から3つ目の「 」で「PI0-NETには特定の事業者情報が含まれているため、国の行政機関の位置付けを、情報公開請求者とするのであれば、情報公開条例に抵触する場合が出てくる可

能性がある。『システムの一員』と考えるのであれば、端末設置にあたって、国民生活センター『電子計算機システムデータ取扱規則』等のルールに従う旨を法令や協定で定める等の手続きが不可欠だと考える。」と、こういう意見があります。

これらの点につきましては、まず PIO-NET システムの目的を明確にして、そして地方公共団体に示すというのがまず必要であると思います。そして、それに基づきまして、地方公共団体において承認等の内部手続を進めていただき、同時に国の行政機関との間で必要ならば協定なり取決めなりを図って調整すればいいのではないかというふうに思っております。

以上です。

浦川座長 ただいまの御説明に何か御意見ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。要するに地方自治体が持っている個人情報保護条例あるいは情報公開条例が非常にいろいろあるかと思うんですね。それとの関係で、この検討会で提示するやり方で抵触や問題がどういうレベルで起きるかというのはちょっと予想がつかないというか、いろいろあると思うので、これは個別的に今後のルール等を提示して具体化したところで各自自治体とお諮りいただいて、そこですり合わせをしていただく以外、方法はないかと思うので、そういう方向で取りまとめていきたいというのが事務局の御説明だと思うんですが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

浦川座長 それでは、そういう方向で進めていきたいと思えます。

続きまして、(5)で、「行政機関等個人情報保護法上の個人情報の定義との関係で、PIO-NET に含まれる情報について、次のようなケースをどのように整理するのか。

・情報の内容から個人を識別できる場合があり得ることについて、行政機関等個人情報保護法上の取扱いを要するものとして考えるべきか。」ということではありますが、これは既に少し検討もした問題ですけれども、事例との関係で、先ほど少し議論をいたしました、何かこの点について御意見ございますでしょうか。先ほどのあれで、処理結果というのを除くということで、これが必ずしも個人情報に抵触するからということだけの理由ではないんですけれども、そういうような問題が多く触れそうであるということなんですが、何かこの点について御意見ございますか。

高橋委員 先ほど申し上げたことだと思えます。

浦川座長 よろしいですか。この点は、先ほどの議論も含めて、少し整理して報告書レベルで考えたいということでもよろしゅうございましょうか。

続きまして、3.であります、「国民等への情報提供について」この点について何か御意見ございますでしょうか。1つは啓蒙というか、啓発的な問題として、先ほどの議論の中にあつた国民に対する PIO-NET の目的の周知という問題もあるわけですが、何か御意見ございますか。どうぞ、池山委員。

池山委員 (2)の弁護士団体や適格消費者団体へ PIO-NET 情報の提供方等についてで

すけれども、行政のように IO-NET 情報を端末を使用して情報を提供される利用という省庁並みというわけにはもちろんいかないと思うんですけれども、弁護士団体や適格消費者団体、これから認定される適格消費者団体ですけれども、やはりこの2つの団体が基本的には団体が動きやすいという、そういう情報提供を求められるのではないかなと思うんです。特に弁護士団体などではヒアリングのところに、いわゆるセンター名とか事業者名、公開される数、提供される数などについてはもう少し多くしてほしいというふうなヒアリングで御意見もありましたし、適格消費者団体のところも、要はセンター名のところをぜひ一番最初に情報提供を国民生活センターに求めていたときに、センター名は最初からオープンにしていだきたい、照会先をきちんと国民生活センターが適格消費者団体に提供してほしいというふうな意見もありましたので、その辺を入れた形でぜひ弁護士団体や適格消費者団体には情報提供していただきたいと思います。

浦川座長 何か御意見ございますでしょうか、田口委員。

田口委員 この検討会の主な討議事項ともかかわるかと思うんですが、行政機関にPIO-NET 情報が提供されるというか、見られる状態にするという話と、弁護士団体等の問題を同じに議論していいものだろうかということです。PIO-NET について、国の行政機関への利用拡大に当たっての目的の議論を先ほどしたわけですが、3つぐらいに整理されると。特に国の行政機関に利用拡大するというのは、法執行の場合であれば、それを通じて消費者被害の未然防止、拡大防止を図るのだと。さらにそういう個別の問題にとどまらず国の消費者政策全体の企画立案であるとか、国民全体への情報提供という、いわば消費者全体に利益が還元されていくという面があるから、特にこういう点についてルール化をしっかりとした上で法執行等にも利用できるようにしていこうと、そこがベースだったと思うんですね。

他方、弁護士団体への提供というのは、法律に基づく調査依頼でございますので、我々も誠実に対応しているわけですが、基本的には個別の事案についての解決に資するためにPIO-NET 情報を見たいということがベースだと思うわけで、その場合に、行政機関への利用と全く同じにするかどうかという点については、また違う判断もあり得ると思うので、国の行政機関への利用の問題と、いわば横並び的に議論するというのはちょっと問題の性格として違うのではないかなという感じがいたします。

浦川座長 ほかに何か御意見ございますか。

池山委員 私もそれは本当に田口委員のおっしゃったとおりだと思います。やはり目的も違いますし、ただ、適格消費者団体などは法律もできて、国民生活センターが情報提供するというようなこともきちんと入っておりますので、そういう意味においては、同じ水準でということではないし、目的も確かに違いますけれども、ここできちんと適格消費者団体が国民生活センターのPIO-NET 情報を利用して、本当に本来の役割を果たすような、そういう提言なり何なりというのはやっていただけたらと思います。そのためにはヒアリングもしたことで、ヒアリングした要望なり何なりを活かして、ぜひここで意見が

まとめられたらというふうに私は考えております。

浦川座長 何か御意見ありますか。多分ここでは当面の課題は行政機関がPI0-NET 端末を利用するということがポイントであったというのは田口委員のおっしゃるとおりであったと思うんです。ただ、問題は、(1)は、先ほど石川委員が御指摘いただいたように、このことによって何が国民の利便になるかという点で、そういう点から言うと、まさに行政機関としては、せつかく活用ができるようになったのだから、取引関係に関する苦情相談情報あるいは事故情報については積極的に開示して、これは当然、当該関係者との関係があることは確かですけれども、安全な社会になるようにこの情報を活用していただきたいということだろうと思うんですね。

(2)の方は、従来どおり弁護士団体の場合には法令照会の制度があるわけですから、この迅速化というものは今後考えなくてはいけないし、また、池山委員がおっしゃられたように、今後団体訴訟やなんかの場合にこのPI0-NET 情報を利用できるようなことについては、今後さらに検討しなければいけないというようなレベルか、あるいはそういう方向で考えてもらいたいと、あるいは考えなくてはいけないのではないかとということで、これはワーディングというか、言葉がありますけど、基本的にはそういうところで了解できるのかとも思いますが、よろしゅうございましょうか。

田口委員 先ほど国の行政機関と弁護士法に基づく照会とは少し性格が違うということを申し上げまして、適格消費者団体の問題については特段触れなかったのですが、適格消費者団体への情報提供については、今回の消費者契約法改正に基づいて、これをどう具体的に組み立てていくかという点は、今直面している課題でございます。それは制度の趣旨に沿って、どこまでをどういう形で提供するかという問題になるかと思しますので、それは、問題の性格に応じて考えるべきものだと思います。

浦川座長 新しい問題が消費者契約法の改正に伴って出てきているので、これについて、今後適格消費者団体に対するPI0-NET 情報の提供について考えなければいかんということは触れるということでよろしゅうございましょうか。

田口委員 はい。

浦川座長 そういう方向で、この点はまとめさせていただきたいと思います。

続きまして、「4. 情報収集の迅速化について」ということで、行政機関の方は、活用させてもらいたいという要望とともに、このPI0-NET 情報が必ずしも迅速に情報が上がってこないのではないかと、そういう意見もあったということで、迅速化ができれば望ましいわけですが、例えば、これはどのくらいでデータを入れていくかというのは、各消費生活センターごとに違いがあったと思うんですけれども、ある種の目安をつくるみたいなことは、数値目標というか、何日くらいで相談事例を国民生活センターのホストコンピュータに入れてもらうと、こういうところの迅速化について、ある種の目標、ある種のガイドラインみたいなのができないか、この点についてはいかがでございましょうか。

これはむしろ現場を御担当の方からはいろいろ御議論があるかと思いますが、田口委員

何かございますか。

田口委員 短縮目標につきましては、私ども国民生活センターの中期目標というのが平成 15 年度～平成 19 年度までの期間について目標が立てられております。この計画では 15%以上短縮をするという目標が立てられておまして、目標としては五十数日、56～57 日というのが、平成 19 年度までの目標として掲げられておまして、我々もその目標をクリアするように努力しているところでございますし、また、各地センターにも御協力いただいているところでございます。

その先をどうしていくかという点については、平成 20 年度からのおおむね 5 年程度が次期中期計画ということになりますが、その次期中期計画の期間に短縮目標をどうしていくのかについては、目標の設定の仕方も含めて、これから検討していかなければいけない課題だと思っております。

浦川座長 何か御意見ございますか。遠藤委員。

遠藤委員 現場を預かっている人間で、大阪府下の市町村の状況なども聞いていますけど、ひとえに意識的に頑張ってもらえばもっと早くできます。なかなか 1 か月、2 か月データほうったらかしにしているようなところもあるということで、今の時代ですので、あまり上から物を押しつけるわけにいかんのですけど、やはりスケジュール管理を 1 つひとつきっちり言って、理解していただいてやってもらうことに尽きるかなというふうに思っているんです。都道府県も各市町村さんにはそんな偉そうに言えませんので、お願いベースなんですけど、目標、スケジュール管理をするということと、大阪の場合はかなり入力システムとか、その辺については先進的にやってきたと思うので、皆さん慣れているとは思いますが、全国ベースで見ますと、その辺のデータの使い方とか、いろいろアンケートの結果にも出ていますけど、ハード物、ソフト物の整備をちょっとしてほしいとかということもありますので、そこは、これもまたお金の話かもしれませんが、条件整備とセットでやっていけば、かなり御理解いただけるかなと思います。特に今製品事故情報とかいろんな問題が出ていますので、そこでは現場にきちんと伝えれば、必ずしも不可能な話ではないのではないかと考えています。

浦川座長 それでは、先ほど国民生活センターの方で目標があるということで、我々の方は現場はわかりませんので、それと違った日数をもっと急げということをするわけにはいきませんので、ただ、問題は PIO-NET システムの目的が、単に相談事例を共有化するだけではなくて、法執行あるいは立法政策、行政施策の迅速な課題に資するということが問題になってきているということ踏まえて、できるだけ早く情報がこの PIO-NET に反映されるようにということを考えていただけないかという一種の提言みたいなもので、その日数やなんかはできれば国民生活センターのレベルに合わせるということ、それがさらに早く実現できるように、こういうレベルでよろしゅうございましょうか。

田口委員 そうということだと思いますが、この検討委員会の報告は 3 月に出すということでございますので、そこに次の計画でどの程度を目指すべきという具体的な数字を出す

のはなかなか難しいかと思いますが、さらに一段と短縮していかなければなりません。そのためにいろいろな努力もしていかなければいけないと、そういうことを書いていただくのは結構だと思います。

浦川座長 次回あたりに具体的な少し報告書のイメージみたいなものを御議論いただくと思うので、その際に少し、最終案のところでは、また国民生活センターの御意見も踏まえて、あまり無理なお願いをしないようなのを考えなければなりません。

5番目の「苦情相談情報の共有化について」、この点について何か御議論はございますでしょうか。

下谷内委員 私、理解不足なんでしょうか、これは各省庁が受け付けたということなので、それぞれが持っている情報を国民生活センターの方に提供されまして、それで情報が共有化されるというようなことをも含んでいるというふうに理解をしておりましたのですが、そういたしますと、要するにあちこちで、今度経産省がつくる、そういうものもすべて1つに集まった大きなものができるのではないかというふうに理解をしていたんです。

最初の1の(3)のところに「国の消費者政策の企画・立案」ということなんですが、たしか内閣府設置法の中に、新たに法の企画・立案ということで項目が入っていましたね。そうすると、私はそれを受けて、もっといろんな省庁から上がってきたものも含めたものができるのではないかと、大きなものができるのではないかというふうな理解をしておりましたが、そういうことではないのでしょうか、共有化については。ただの利用だけということになるのでしょうか。

堀田大臣官房審議官 いろんな議論が今あるところで、今、国民生活審議会の総合企画部会の方で、事故が最近多いということで、安全・安心に関する委員会を立ち上げまして検討していただいております、そこでも恐らく4月ぐらいに議論が始まるのだと思うんですが、当面安全に関する情報について、もう少し各省庁の持っている情報を一元的に集めて管理できないか、対策をスムーズにとれるようにしていくべきではないかという議論が行われるのではないかと考えています。その際、PIO-NETの情報の中でも安全に関する情報だけでももう少し共有化していくとか、取引全般までいきますと非常に膨大になり過ぎてしまうという面もあるかと思えますけれども、そういった議論が今後進められていくのではないかと思いますので、ここの検討会での結論まではなかなか難しいと思いますが、御意見なりを伺わせていただければと思っております。

池山委員 私も先ほど申し上げましたように、やはり相談情報は一元化されてということが将来は必要だと思います。ただ、命にかかわるいろんな危害情報とか、それが未然に防げる情報などを、そんなものはとにかくできるところから一元化をしていくというのが、すべての情報を全部一元化というのはなかなかそれは大変なことだと思うんですけれども、消費者にとって、とにかく命にかかわったり、大けがをするような、そういうような危害情報のところだけでもとりあえずすべての情報を一元化して有効に活用できるようなことをとりあえずつくるということを、私は大事なことではないかというふうに思います。

浦川座長 これは個人情報保護みたいな問題と裏腹の若干問題があって、一方においてはなかなか難しい問題で、しかしながらおっしゃるとおり、安全情報みたいなものは共有化しなければしょうがなく、非常に細分化された形で各機関が持っていて、それを集めればもっと安全な社会になるということも確かで、そういうようなことを、変な言い方ですが、当面ある程度抽象的に書く以外ないのかなと思いますが、せっかくこの場でこういうことを議論しましたから、これも一応案をつくってみて、皆様の御意見を伺って、基本は異論はないのだと思うんですけども、どういうふうに言葉をつくるかという問題になってくるかと思うので、この場で議論も詰めることもできませんので、一応この場で今まで議論されたことを踏まえて、少しまとめてみたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

この後の時間もあるかと思いますが進めさせていただきます、「その他」ということですが、「国の行政機関への情報提供や情報収集の迅速化の対応にあたって、消費生活センターにおける体制整備について、どのように考えていくべきか。」ということで、これは特に遠藤委員から、前回少し御意見もあったのかと思ったのですが、何か、この際、御意見ございますでしょうか。

遠藤委員 思いは、直接的には、常に経産省さんというのが頭にあるのですけれども、そこからいっぱい照会が来て、忙しくなるからかなわんというだけのことを申し上げているのではなくて、そういう側面があるのは事実なんですけど、「5 . 苦情相談情報の共有化について」でも、各委員さんからも出てきていますように、PIO-NET の情報を単に利用するというだけでなく、経産省さんもいろんな情報を持っているのであれば、それとPIO-NET の情報とどう統合するかとか、その辺、やっぱり経産省さんも汗をかかなければいけないのではないかと。確かに消費者からの相談という意味でのPIO-NET 情報というのはその限りでいいと思うんですけど、そこから1つ昇華して、製品事故情報はどんなのがあるとか、悪質事業者にどんな事業者がおるとかというレベルまで、それをPIO-NET で分析をしていく。そのときに、経産省さんは経産省さんで持っておられるネットワークで出てきたデータとどう照合させていくのか。それをまさに最初に出ましたネットワークづくりというところであるならば、それを実際に、例えば都道府県では、PIO-NET 情報から、うちでも1人相談員を置いて、PIO-NET 情報から出てくる特商法違反というものにどういうのがあるのかというのを分析させているんですよ。そこで担当の職員といたしますか、具体的には警察のOBの方などにも入っていただいて事業者対策ということやっておるわけですね。情報の提供から分析をして実際に動いていき、消費者の聴取ということに入っていくわけですから、その過程の中で、経産省としてどういうスタンスで都道府県と臨んでいくのかと。お金も人も使えと最初申し上げたのですが、そのところのスタンスがないと、単にええ情報あるから利用させてもらいますわ、みたいなところしか見えてきてないので、ただ、実際特商法の執行やっているのは経産省さんなので、そこで都道府県なんかとタッグ組んでいろいろネットワーク組んでやりたいというのであれば、そ

こは仕事としての位置づけをどうするのかと。単にこれ照会してよと言われるだけ言われても、なんやねん、という気になるというのが率直な気持ちなんです。

浦川座長 これは消費生活センターにおける体制整備というよりも、むしろ情報として、PIO-NET 情報を提供する以上、関係省庁が積極的にこれを利用した結果をフィードバックするとか、現場との間の関係をよくしてほしいということの要望だろうと思うんですが、これも当然書くべきだろうと思うし、これをやらない限り、何のために活用を拡大したかわからないので、ここははっきりさせておいた方がいいと思うんですが、ほかに何か御意見ございますか。池山委員。

池山委員 PIO-NET システムの目的が、従来からこれはなされていたことではあります。が、きちんとこういうふうにかかれたわけですから、それに沿って様々な事業がもっと明確に実施されると思うんですね。そういうときに、それを実行・実施するための環境を整備していく、つまり人も増やしていかなければいけないと思いますし、国民生活センターも当然それはそういうことですが、特に消費者センターがかなり適格消費者団体の対応その他についても、今まで以上に、分析もしたりいろいろ目的に沿った形で動くようになりますと、消費生活センターの充実も当然図られて当たり前だと思うんですね。私どもは全国の消費者団体のところで、消費者行政チェックなんかをやっておりますけれども、年々予算は減り、人は減り、そういう中で本当に消費者行政を担当している方たちはいろいろ工夫して頑張っているんですけど、データで見ると頭が下がるんですね。消費者団体は消費者団体として言いたいことを言いますが、でも実態を見ると本当に頑張ってくさっているんですよ。

そういうところで、こういうことをきちんとしていくために、やはりそれ相応の環境をきちんと整えていく必要があるんで、その辺のところも、「その他」というのでなくて、もうちょっと大事な項目を起こして、これを実行するためにはこういうことが重要であるみたいなものはきちんと入れていただきたいと思います。

浦川座長 おっしゃることはよくわかります。要するにPIO-NET 情報を活用するといっても、PIO-NET 情報が豊かでなければ、結局は活用のしようもないわけで、豊かにするためには、むしろ現場の情報をくみ上げるシステムがきちんと機能しなければいけない。そういう点も今後さらに考えるべきだというお話だろうと思うので、それはそういう形の意見を何とか反映させたいと思います。

きょうは大変急ぎ足で議論していただいて、何とか3月までにまとめなければいけないということで、とにかく全体をレビューをしたという形で、次回、さらに掘り下げて議論することも可能だと思いますので、きょうはこの程度にさせていただければと思います。

次回以降の予定について、事務局からまずは御説明いただけますか。

西村消費者調整課長 皆さんにスケジュール調整をしていただいた結果、次回第7回は、今月の19日(月)午前10時~12時、この場所で開催したいと思います。さらに第8回、最終回の予定は3月7日(水)のやはり午前10時~12時、この場所で開催したいと考え

ております。

浦川座長 2月19日、3月7日、それぞれ10時~12時でございます。

ということでございまして、本日はどうも長時間の、しかも充実した議論に参加していただきまして本当にありがとうございました。これにて散会いたしたいと思います。どうもありがとうございました。